平成２５年（フ）第２１６７号
東京都江東区猿江１丁目５－２－303
破産者　高橋　威善
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１８０号
東京都大田区東嶺町38―15
破産者　志村　達雄
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１９８号
東京都江戸川区南葛西２丁目３－９－1207
破産者　丹野加代子（旧姓中村・佐藤）
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２０１号
東京都品川区小山台１丁目29―24―101
破産者　高田京志こと　高　　京植
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２６８号
東京都世田谷区等々力４丁目７―14
破産者　益子美恵子
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５９９号
埼玉県川口市朝日３丁目13―３
破産者　林　　廣幸
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６００号
埼玉県さいたま市桜区大字神田274―２
破産者　林　　恒幸
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６３１号
神奈川県横浜市港北区新横浜１丁目12番22号
破産者　ハンティントンクルーズ有限会社
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６３２号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南２丁目14―19―408
破産者　河井　　潔
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４０２号
東京都小平市花小金井４丁目39番10号
破産者　株式会社ペットサロンミッキー
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４３４号
東京都目黒区青葉台３丁目１―21―511
破産者　權世輝こと　安藤　廣辰
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６４２号
東京都台東区下谷３丁目16番13―406号
破産者　有限会社ウィドコム
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６４３号
東京都台東区浅草１丁目37－５－301
破産者　尹　　裁郁
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７７８号
東京都大田区田園調布本町40番14―403号
破産者　株式会社住まいる工房
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７７９号
東京都大田区田園調布本町40番14―403
破産者　中島　幸子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０３４号
東京都新宿区西早稲田１丁目９－６－２Ｂ
破産者　土田　正俊
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８７５号
東京都大田区田園調布２―26―３、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区西五反田２丁目10番８号
破産者　株式会社ピーデーエス
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８７６号
東京都大田区田園調布２丁目26―３　小松方
破産者　水谷　敏夫
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３２号
東京都武蔵野市関前４丁目17―３―112
破産者　山田　孝男
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０５号
東京都中央区新川２丁目７番15号
破産者　株式会社ティー・アール・エイ
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９３号
東京都町田市成瀬台４丁目12番地９
破産者　有限会社フォレストホーム
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９４号
東京都町田市成瀬３丁目10―８―29―３
破産者　古沢　雄一
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部